

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成27年9月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500056 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500042 号

第 1 結論

請求期間①のうち、請求者のA社における昭和 52 年 9 月 15 日から同年 10 月 1 日までの期間、昭和 55 年 9 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 52 年 9 月及び昭和 55 年 9 月が 14 万 2,000 円から 18 万円、同年 10 月から同年 12 月までが 15 万円から 16 万円、昭和 56 年 3 月及び同年 4 月が 15 万円から 18 万円、同年 5 月から同年 8 月までが 15 万円から 19 万円とすることが必要である。

請求期間②のうち、請求者のA社における昭和 56 年 11 月 2 日から昭和 57 年 1 月 1 日までの期間、昭和 61 年 8 月 1 日から昭和 63 年 10 月 1 日までの期間及び平成 2 年 1 月 1 日から平成 23 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和 56 年 11 月及び同年 12 月が 16 万円から 19 万円、昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 9 月までが 20 万円から 22 万円、平成 2 年 1 月から同年 7 月までが 22 万円から 24 万円、同年 8 月から平成 3 年 12 月までが 22 万円から 26 万円、平成 4 年 1 月及び同年 2 月が 22 万円から 30 万円、同年 3 月から同年 6 月までが 22 万円から 34 万円、同年 7 月から平成 5 年 7 月までが 22 万円から 36 万円、同年 8 月から平成 7 年 9 月までが 30 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 8 年 9 月までが 32 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 9 年 3 月までが 32 万円から 34 万円、同年 4 月から同年 8 月までが 32 万円から 36 万円、同年 9 月が 32 万円から 38 万円、同年 10 月から平成 13 年 4 月までが 34 万円から 38 万円、同年 5 月から同年 9 月までが 34 万円から 41 万円、同年 10 月が 34 万円から 38 万円、同年 11 月から平成 14 年 2 月までが 34 万円から 41 万円、同年 3 月から同年 12 月までが 34 万円から 38 万円、平成 15 年 1 月から同年 3 月までが 34 万円から 36 万円、同年 4 月が 34 万円から 41 万円、同年 5 月から同年 8 月までが 34 万円から 36 万円、同年 9 月から平成 16 年 9 月までが 32 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 20 年 8 月までが 32 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 21 年 7 月までが 32 万円から 36 万円、同年 8 月から平成 22 年 8 月までが 32 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までが 32 万円から 36 万円とすることが必要である。

昭和 52 年 9 月、昭和 55 年 9 月から同年 12 月までの期間、昭和 56 年 3 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月、同年 12 月、昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 9 月までの期間及び平成 2 年 1 月から平成 23 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 52 年 9 月、昭和 55 年 9 月から同年 12 月までの期間、

昭和 56 年 3 月から同年 8 月までの期間、同年 11 月、同年 12 月、昭和 61 年 8 月から昭和 63 年 9 月までの期間及び平成 2 年 1 月から平成 23 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者の A 社における平成 17 年 12 月 30 日の標準賞与額を 10 万円、平成 19 年 8 月 13 日の標準賞与額を 4,000 円、同年 12 月 27 日の標準賞与額を 10 万円に訂正することが必要である。

平成 17 年 12 月 30 日、平成 19 年 8 月 13 日及び同年 12 月 27 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 12 月 30 日、平成 19 年 8 月 13 日及び同年 12 月 27 日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月 15 日から昭和 56 年 9 月 30 日まで
② 昭和 56 年 11 月 2 日から平成 24 年 10 月 1 日まで
③ 平成 17 年 12 月 30 日
④ 平成 19 年 8 月 13 日
⑤ 平成 19 年 12 月 27 日

A 社から支給されていた給与のうち、請求期間①及び②における標準報酬月額は、実際の給与支給額に比べて低い額が記録されている上、請求期間③、④及び⑤に支給された賞与については、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

私は、請求期間①から⑤までに係る給与及び賞与の給料支払明細書等を所持しており、厚生年金保険料の控除も確認できるので、同明細書の支給額合計に見合う額に当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の標準報酬月額の変動について訂正を求めているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書等で確認又は推認できる厚生年金保険料額又は報酬月額から、請求期間①及び②のうち、昭和52年9月及び昭和55年9月は18万円、同年10月から同年12月までは16万円、昭和56年3月及び同年4月は18万円、同年5月から同年8月までの期間、同年11月及び同年12月は19万円、昭和61年8月から昭和63年9月までは22万円、平成2年1月から同年7月までは24万円、同年8月から平成3年12月までは26万円、平成4年1月及び同年2月は30万円、同年3月から同年6月までは34万円、同年7月から平成8年9月までは36万円、同年10月から平成9年3月までは34万円、同年4月から同年8月までは36万円、同年9月から平成13年4月までは38万円、同年5月から同年9月までは41万円、同年10月は38万円、同年11月から平成14年2月までは41万円、同年3月から同年12月までは38万円、平成15年1月から同年3月までは36万円、同年4月は41万円、同年5月から平成16年9月までは36万円、同年10月から平成20年8月までは38万円、同年9月から平成21年7月までは36万円、同年8月から平成22年8月までは38万円、同年9月から平成23年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の上記給料支払明細書等で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）又は年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、上記給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所又は年金事務所等で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所又は年金事務所は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者から提出された請求期間③、④及び⑤に係る給料支払明細書により、請求者は請求期間③、④及び⑤においてA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることか

ら、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③、④及び⑤の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、平成17年12月30日は10万円、平成19年8月13日は4,000円、同年12月27日は10万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間③、④及び⑤について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①のうち、昭和52年10月から昭和55年8月までの期間、昭和56年1月及び同年2月並びに請求期間②のうち、昭和63年10月から平成元年12月までの期間及び平成23年9月から平成24年9月までの期間については、上記給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又はそれよりも低い額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間②のうち、昭和57年1月から昭和61年7月までの期間については、請求者は、給料支払明細書を所持しておらず、A社は、当時の資料が残っていないとしており、当該期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額を推認することができない。

このほか、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500065 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500043 号

第 1 結論

請求期間①の、請求者のA会社における平成 11 年 2 月 1 日から平成 13 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 11 年 2 月から同年 9 月までが 9 万 8,000 円から 41 万円、同年 10 月から平成 12 年 6 月までが 16 万円から 41 万円、同年 7 月から同年 9 月までが 16 万円から 50 万円、同年 10 月から平成 13 年 7 月までが 30 万円から 50 万円とすることが必要である。

請求期間②のうち、請求者のA会社における平成 15 年 2 月 1 日から平成 21 年 4 月 1 日までの期間及び同年 10 月 1 日から平成 22 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については平成 15 年 2 月から平成 17 年 2 月までが 30 万円から 44 万円、同年 3 月が 30 万円から 41 万円、同年 4 月が 30 万円から 44 万円、同年 5 月が 30 万円から 41 万円、同年 6 月が 30 万円から 44 万円、同年 7 月が 30 万円から 41 万円、同年 8 月が 30 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 19 年 7 月までが 30 万円から 44 万円、同年 8 月から平成 20 年 8 月までが 30 万円から 38 万円、同年 9 月から平成 21 年 3 月までが 30 万円から 36 万円、同年 10 月から平成 22 年 1 月までが 26 万円から 28 万円とすることが必要である。

平成 11 年 2 月から平成 13 年 7 月までの期間、平成 15 年 2 月から平成 21 年 3 月までの期間及び同年 10 月から平成 22 年 1 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 11 年 2 月から平成 13 年 7 月までの期間、平成 15 年 2 月から平成 21 年 3 月までの期間及び同年 10 月から平成 22 年 1 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成11年2月1日から平成13年8月1日まで
② 平成15年2月1日から平成22年9月1日まで

私はA会社に勤務していたが、ねんきん定期便では、請求期間①及び②に係る標準報酬月額が、給料支払明細書で確認できる支給額より低くなっている。調査の上、請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の標準報酬月額の相違について訂正を求めているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求者から提出された給料支払明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、請求期間①及び②のうち、平成11年2月から平成12年6月までは41万円、同年7月から平成13年7月までは50万円、平成15年2月から平成17年2月までは44万円、同年3月が41万円、同年4月が44万円、同年5月が41万円、同年6月が44万円、同年7月が41万円、同年8月が38万円、同年9月から平成19年7月までは44万円、同年8月から平成20年8月までは38万円、同年9月から平成21年3月までは36万円、同年10月から平成22年1月までは28万円とすることが必要である。

一方、厚生年金特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者が、事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合は、記録訂正の対象者とすることができない旨規定されており、A会社に係る商業登記簿謄本では、請求者は請求期間において同社の取締役であると記載がある。しかしながら、請求者について事業主及び3人の同僚は、「請求者は名目上の役員であり、また経理事務等も担当していなかった。」と回答していることから、請求者は、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定に該当しない者と認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、上記給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）又は年金事務所において記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は給料支払明細書等において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所又は年金事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち平成21年4月から同年9月までの期間及び平成22年2月から同年8月までの期間については、上記給料支払明細書等により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は請求者の報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500086 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500044 号

第 1 結論

請求者の A 社（現在は、B 社）における平成 17 年 8 月 31 日の標準賞与額を 20 万円とすることが必要である。

平成 17 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 17 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 8 月 31 日

A 社から平成 17 年 8 月に賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が平成 17 年 8 月の賞与に係る明細書であるとして提出した明細書（以下「提出明細書」という。）には、「時間外手当明細書 1 月～7 月」との記載があるが、請求者は、「採用時から基本給のみで、時間外手当は支給されていなかった。」と陳述している。

また、請求者が、別途、提出した平成 17 年 1 月から同年 8 月までの給与明細書の記載では時間外手当が支給されていないことから、請求者の給与については基本給のみの支給であることが確認できる。

さらに、提出明細書から確認できる支給金額は、賞与に当たると考えるのが自然である。

加えて、平成 16 年 8 月、同年 12 月、平成 17 年 12 月及び平成 18 年 8 月といずれも賞与明細書が確認できる中、平成 17 年 8 月のみ賞与明細書ではなく時間外手当明細書であるのは、不自然である。

これらを総合的に判断すると、請求者は、平成 17 年 8 月の賞与を支給され、厚生

年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記明細書において確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているところであり、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500099 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500046 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額を 80 万円に訂正することが必要である。

平成 24 年 8 月 6 日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 8 月 6 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 24 年 8 月 6 日

私は、A 社から平成 24 年 8 月 6 日に賞与が支給されたが、年金事務所の記録では、厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。

私が所持する請求期間の賞与明細書には、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が所持する「12 年夏役賞 支給日 2012 年 8 月 6 日」と表記された明細書及び A 社から提出された「12 年夏役賞」と表記の賞与支払一覧表から、請求者は、請求期間に 80 万円の賞与の支払を受け、80 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、A 社の商業登記簿謄本によると、請求期間当時、請求者は取締役であることが確認できるが、同社は、「請求者は、営業部長を兼ねた取締役であり、経理及び社会保険関係の事務に係る職務上の権限はなかった。」と回答しており、請求者は、厚生年金特例法第 1 条第 1 項ただし書の規定に該当しないものと認められる。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成27年6月16日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500104 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500047 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 7,000 円とすることが必要である。

昭和 36 年 9 月については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 号第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 36 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでない認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は昭和 36 年 9 月 30 日に A 社で資格喪失し、同年 10 月 1 日に B 社で資格取得となっているが、A 社及び B 社は C 社の工場と記憶しており、両工場間を異動したものの、退職することなく継続して勤務していたので、請求期間について厚生年金保険被保険者の資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により氏名が確認できる複数の同僚の証言から、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る法務局の資料及び B 社の商業登記簿謄本等により、両社は C 社の関連会社であることが確認できる。

さらに、前述の同僚は、「給与は、請求期間及びその前後において、毎月変わらず継続して支給されており、厚生年金保険料も継続して控除されていた。」と陳述している。

加えて、B 社において昭和 36 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得して

いる者のうち、直前の勤務先がD社（A社及びB社と同様に、C社の関連会社）からB社に異動した4人については、厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、A社における昭和36年8月の社会保険事務所（当時）の記録から7,000円とすることが妥当である。

なお、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、商業登記簿は廃棄されており、法務局の資料には昭和43年12月に合併により解散した記載はあるが、合併先は確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第1500078号

厚生局事案番号：中国四国（国）第1500013号

第1 結論

平成元年2月及び同年3月の請求期間については、国民年金保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年2月及び同年3月

私は、昭和60年1月から国民年金及び付加年金に加入し、国民年金保険料及び付加保険料を妻と一緒に納付していたが、平成元年1月9日に代表取締役として法人を設立し、同法人が同年2月1日から厚生年金保険の適用事業所となったことから、同日に厚生年金保険被保険者として加入し、厚生年金保険料が給与から控除される一方、請求期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付した。

このことについて、平成18年10月に社会保険事務所（当時）で年金記録に係る相談を行った際に、納付した国民年金保険料と厚生年金保険料等の明細一覧表を交付されており、当該一覧表から重複して納付したことが分かるのに、いまだに請求期間の保険料が還付されていないので、調査の上、請求期間の国民年金保険料及び付加保険料の納付を認め、当該保険料を還付してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成18年当時にA社会保険事務所（当時）が交付し、当時の担当課長の署名及び押印等がされた資料を提出しており、「国民年金保険料の総額」と表記のある資料には、請求者の国民年金に加入した年度の月分欄に保険料月額が表示されている上、請求期間の月分欄には法定保険料月額（定額保険料及び付加保険料の合計額）である8,100円が記載されている。

しかしながら、上記の資料には、「※国民年金の第1号被保険者としてお支払いいただいた保険料額と年金額の試算になります。」と記述され、保険料月額が記載されている月数の合計は請求期間を含め80月であるが、国民年金保険料の納付月に係る年金額の試算表における基礎となる月数は「78月」と記載されており、月数が合致していないことが確認できる上、オンライン記録の納付月数は78月である。

なお、A年金事務所は、請求者が提出した資料が平成18年10月にA社会保険事務所において作成されたことは認めているものの、当該資料が作成及び交付された経緯については不明である上、当時の担当課長が請求者の主張する重複納付を認識していたか否か、及び当該資料全てに担当課長の署名及び押印等のある理由についても、同年金事務所において判断することはできないと回答している。

また、オンライン記録から、請求者の国民年金被保険者資格の喪失及びその妻の同資格の種別変更に係る事務処理は、全て同一日の平成元年3月15日であることが確認でき、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得事務処理が同年2月17日であることから、請求者の国民年金に係る資格喪失及び請求者の妻の国民年金第3号被保険者種別変更の届出手続は適切に行われていたと推認される。

さらに、オンライン記録によると、昭和63年4月から請求期間の始期の直近である平成元年1月までの付加保険料を含む国民年金保険料は、請求者及びその妻は毎月一緒に納付されていることが確認できる上、請求者の妻に係る請求期間の保険料の納付及び当該期間の保険料を還付した記録は確認できず、請求者の納付記録は妻の納付記録と一致しており、保険料納付の記録に不自然さはない。

その上、請求者は請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとする請求者の妻は、当時の納付状況等について覚えていないと陳述していることから、当該期間の保険料が納付されていた事実を確認することができない。

このほか、請求者の妻が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500103 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500014 号

第 1 結論

昭和 42 年 1 月から昭和 43 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年 1 月から昭和 43 年 1 月まで

昭和 42 年 2 月頃、A 町役場の人に勧められ、自分自身で国民年金の加入の手続を行った。保険料の納付は、勤務先の給与から保険料が天引され、社長夫人が地区の年金当番宅に持参し、毎月 200 円を納付していたと聞いている。

しかし、国民年金の納付記録は、昭和 43 年 2 月からとなっており、請求期間の国民年金の納付記録がないので記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における請求者の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 43 年 3 月頃に A 町（現在は、E 市）で払い出されたと推認でき、同町の請求者に係る国民年金被保険者名簿から、請求者は昭和 43 年 2 月 24 日付けで初めて国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる上、請求者が所持している国民年金手帳には、昭和 43 年 3 月 27 日に発行されたことが記載されており、請求者は、この頃、国民年金への加入手続を行ったと推認でき、請求者が主張する加入手続の時期が相違している。

また、請求者は、請求期間当時、「勤務先の社長宅に住み込みで働いていた。」と陳述しているが、戸籍の附票及び住民票からは請求期間当時の住所地が確認できない上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求者に請求期間当時、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間は未加入期間となり、制度的に国民年金保険料の納付はできない。

さらに、請求者の国民年金保険料を給与から控除し、年金当番宅へ持参してくれていたと請求者が主張する勤務先の社長夫人の所在は不明であり、請求期間に係る保険

料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、請求者に係る国民年金被保険者名簿（A町が作成）における昭和43年2月分及び同年3月分の検認記録欄には、当該期間の保険料を昭和43年5月9日に現金納付したことが記録されており、A町役場（当時）が保管する納付書・領収証書（写）から、昭和43年5月9日にB郵便局において当該期間（2か月間）の保険料が納付されていることが確認できるが、請求者は、「この納付について記憶にない。」旨を陳述しており、当時の記憶は不鮮明である。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500097 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500045 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 40 年 8 月 1 日から昭和 41 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日から昭和 41 年 3 月 31 日まで、C 職として A 事業所に勤務したが、請求期間①及び②の期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

B 事業所の回答及び同事業所が保管する請求者に係る履歴書等の資料から判断すると、請求者は、昭和 36 年 4 月 1 日に始まる請求期間について、A 事業所に勤務していたと推認される。

しかしながら、請求期間当時の事業主は死亡しており、現在の事業主は、請求者の厚生年金保険の加入手続及び厚生年金保険料の控除について、「請求期間当時の厚生年金保険の関係書類を確認したが、請求者については、昭和 37 年 6 月 1 日を被保険者資格取得日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（以下「資格取得確認通知書」という。）と昭和 40 年 8 月 1 日を被保険者資格喪失日とする健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書以外に確認できる書類は無い。」と回答している。

また、上記の 2 通の通知書により、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者期間は、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 37 年 6 月 1 日、被保険者資格喪失日が昭和 40 年 8 月 1 日であることが確認でき、当該被保険者期間は請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の記録及びオンライン記録と一致しており、請求者の雇用保険被保険者資格の取得日及び喪失日と符合している。

さらに、請求期間①について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、請求者はA事業所において厚生年金保険被保険者記号番号を取得し、資格取得年月日が昭和37年6月1日であることが確認できる。

加えて、請求期間②について、事業主が保管する、昭和40年8月1日から昭和41年4月1日までの期間に新たに厚生年金保険被保険者資格を取得した4名の資格取得確認通知書の記載内容は、4名の被保険者原票の記録と一致しており、資格取得確認通知書に記載されている被保険者の健康保険被保険者番号及び被保険者原票に記載されている健康保険被保険者番号は連続している。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500098 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500048 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 42 年頃から昭和 43 年 3 月頃まで
昭和 42 年頃から昭和 43 年 3 月頃までの間、A社の財務課において、アルバイトとして勤務したが、当該期間の厚生年金保険の記録がないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した、「在籍証明証」（請求者の親友が記載）には、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが記載されている。

しかしながら、厚生年金保険の加入について当該証明証を作成した請求者の親友に確認したところ、「朝から夕方まで同社に勤務し、夕方から夜間大学で勉強していたことは記憶しているが、厚生年金保険の加入は不明である。」と陳述している。

また、A社は、「健康保険厚生年金資格台帳を保管しているが、請求期間を含め、請求者の加入記録はなく、その他の資料は保管しておらず、請求期間当時の事務担当者は既に退職しているため、請求期間当時の社会保険事務の取扱いの詳細は不明であり、請求者に係る社会保険関係の被保険者資格の取得も不明である。」と回答している。

さらに、請求期間当時、A社において厚生年金保険に加入記録のある者 12 人に文書照会したところ、8 人から回答があり、当該 8 人全員が、「請求者を覚えていない。」と回答しており、請求期間における請求者の勤務状況及び給与からの厚生年金保険料控除の有無が確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。